



交通死亡事故の発生!!!

危険運転の軽四乗用車が高齢歩行者に衝突!



8月9日（日）午前5時17分頃（曇り）

富山市八尾町深谷地内（市道）

軽四乗用車 33歳 男性

×

歩行者 78歳 男性（死亡）

運転手は左記日時・地内において、身体に呼気1リットル中、0.5ミリグラム以上のアルコールを保有し、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で軽四乗用車を運転し、富山市八尾町滅鬼方向（東）から同市八尾町井田方向（西）へ進行する際に、高齢歩行者に衝突したものの。

危険運転致死傷罪の改正!

危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法）の改正

令和8年7月21日施行

危険運転致死傷罪とは・・・

危険・悪質な自動車の運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、傷害罪・傷害致死罪に準じた重い法定刑によって処罰する犯罪類型

➡ 死亡させた場合：1年以上20年以下の拘禁刑
負傷させた場合：15年以下の拘禁刑

改正の内容

飲酒類型：数値基準の新設

（従来の成立要件）

「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させ、人を死傷させた場合

（改正後）次の①又は②の状態を自動車を走行させ、人を死傷させた場合

① 数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態

呼気中アルコール 0.5 mg/ℓ 以上➡ 一律に危険運転致死傷罪の対象

② その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態

➡ ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象

1 県内の交通事故発生状況(8月12日現在)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
本年	1,064	16	1,209
前年	1,121	17	1,254

2 交通事故死者の年代別(8月12日現在)

年代	64歳以下	65歳以上	合計
死者数	5	11	16
構成率(%)	31.2	68.8	100

- 毎月第二・第四水曜日（祝日、年末年始を除く）に新情報をメール配信しています。（申込方法は県警ホームページ参照）
- 二次元コードからSD情報掲載のホームページに直接アクセスできます。

